

○ 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年国土交通省告示第十八号四十一号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造（薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、建築物等の構造計算が、第十二第一号イに適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基づき、建築物等の構造計算が第十二第一号ロに適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、建築物等の構造計算が第十二第一号ハに適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めることによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> <p>第一 階数</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造（薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十一にそれぞれ指定する。</p> <p>第一 階数</p>

薄板軽量形鋼造の建築物又は薄板軽量形鋼造と鉄骨造（薄板軽量形鋼造を除く。以下同じ。）を併用する建築物の階数を三以下としなければならない。

第二号第四（略）

第五 壁

一（略）

二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第十二第一号イに定める構造計算（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りでない。

イ〜ク（略）

三・四（略）

第六号第十（略）

第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一（次のイからニまでのいずれかに掲げる建築物に限る。）、第二第二号、第四、第五（第四号の規定を除く。）、第六第四号、第七第一号、第二号及び第五号並びに第八第一号に定める技術的基準を指定する。

イ 階数を除く階数が四である建築物

ロ 最上階から数えた階数が四以内の階（以下「上層階」という。）を薄板軽量形鋼造とし、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

階数を除く階数は三以下としなければならない。

第二号第四（略）

第五 壁

一（略）

二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

イ〜ク（略）

三・四（略）

第六号第十（略）

第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第一（薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（構造耐力上主要な部分である柱、構架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。）に限る。）、第二第二号、第四、第五（第四号の規定を除く。）、第六第四号、第七第一号、第二号及び第五号並びに第八第一号に定める技術的基準を指定する。

ハ 上層階を薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用し、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

ニ 薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物であつて、上層階以外の階における薄板軽量形鋼造の建築物の構造部分が、建築物の自重、積載荷重、制震荷重その他の鉛直方向の荷重を支えないもの又は上層階以外の階における構造耐力上主要な部分である柱、横梁材及び斜材並びに耐力壁を薄板軽量形鋼造としないもの

第十二 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあつては、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び断面の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ・ロ (略)

ハ 令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算

二 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 曲げ材（軽角形鋼を使用した場合及び曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側の板要素を構造用合板等に接合し、積載荷重に対して有効に補強された場合を除く。以下ロ及び次号ロにお

第十二 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあつては、有効断面（薄板軽量形鋼の断面形状及び断面の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素（以下「板要素」という。）のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。）を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

イ・ロ (略)

ハ 令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号に該当する建築物の場合に限る。）

二 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 曲げ材（軽角形鋼を使用した場合及び曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側の板要素を構造用合板等に接合し、積載荷重に対して有効に補強された場合を除く。以下ロ及び次号ロにお

いて同じ。）の断面の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度については、第五号の規定に基づき、当該曲げ材の弾性断面係数を固有値算術等の手法によつて計算した場合以外の場合にあつて、令第九十条に規定する長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の数値の〇・四五倍の数値を超える場合においては、当該数値を長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度の数値としなければならない。

曲げ材の一般化有効断面比	長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)
	(略)	(略)
(略)	(略)	長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度の数値の一・五倍とする。
(略)	(略)	(略)

ハ 曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

曲げ材のウェブの一般化幅厚比	長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度(単位:一方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度(単位:一方ミリメートルにつきニュートン)
	(略)	(略)
(略)	(略)	長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度の数値の一・五倍とする。
(略)	(略)	(略)

いて同じ。）の断面の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度については、第五号の規定に基づき、当該曲げ材の弾性断面係数を固有値算術等の手法によつて計算した場合以外の場合にあつて、令第九十条に規定する長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の数値の〇・四五倍の数値を超える場合においては、当該数値を長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度の数値としなければならない。

曲げ材の一般化有効断面比	長期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する曲げ材の断面の許容応力度(単位:一平方ミリメートルにつきニュートン)
	(略)	(略)
(略)	(略)	長期に生ずる力に対する圧縮材の断面の許容応力度の数値の一・五倍とする。
(略)	(略)	(略)

ハ 曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

曲げ材のウェブの一般化幅厚比	長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度(単位:一方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する断面の許容応力度(単位:一方ミリメートルにつきニュートン)
	(略)	(略)
(略)	(略)	長期に生ずる力に対する圧縮材の断面の許容応力度の数値の一・五倍とする。
(略)	(略)	(略)

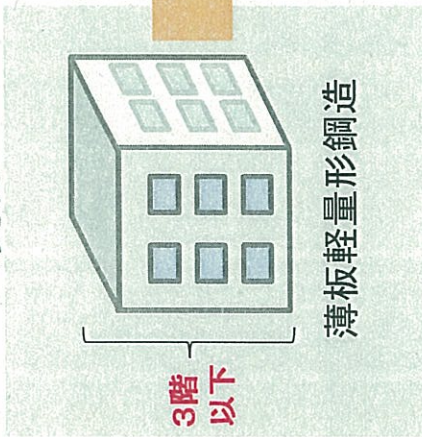
		屈の許容応力度の数値の二・五倍とする。	
(略)			
ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する引張り及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。			
長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
引張り	せん断	引張り	せん断
0.51( $\pm 2/5$ )F <sub>t</sub>	(略)	(略)	(略)
(略)			
四 (略)			
イ 二 (略)			
ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部に沿うドリリングタッピンねじの軸断面に対する引張り及びせん断の材料強度は、それぞれ前号ホに規定する長期に生ずる力に対する許容応力度の三倍の数値としなければならない。			
五 (略)			

		倍とする。	
(略)			
ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。			
長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
引張り	せん断	引張り	せん断
0.44	(略)	(略)	(略)
(略)			
四 (略)			
イ 二 (略)			
ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部の引張り及びせん断の材料強度は、それぞれ前号ホに規定する長期に生ずる力に対する許容応力度の三倍の数値としなければならない。			
五 (略)			

# 薄板軽量形鋼造の建築物の階数制限の緩和

■保有水平耐力計算を行った場合の薄板軽量形鋼造の建築物の階数制限（現行3階以下）の緩和

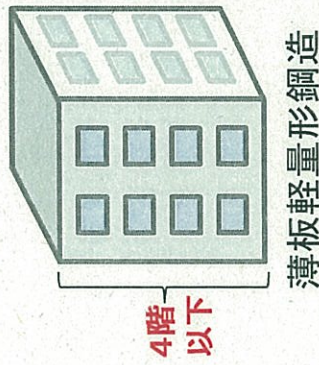
現行



改正内容

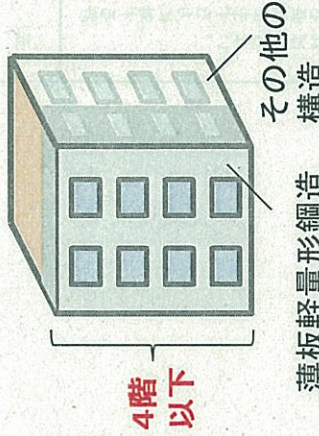


①

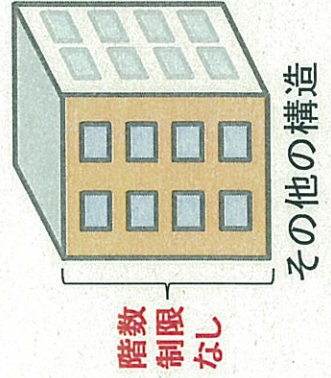


上層階

②



+



下層階

③

